

多摩市告示第 4 4 4 号

令和 3 年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 2 年 1 0 月 9 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額

[単位：円（1 時間当たり）]

職 種	下限額	職 種	下限額
特殊作業員	2,768	普通船員	2,600
普通作業員	2,420	潜水士	4,613
軽作業員	1,733	潜水連絡員	3,185
造園工	2,385	潜水送気員	3,162
法面工	3,050	山林砂防工	3,027
とび工	3,072	軌道工	5,085
石工	3,072	型わく工	2,925
ブロック工	2,847	大工	2,880
電工	2,870	左官	3,117
鉄筋工	3,105	配管工	2,577
鉄骨工	2,892	はつり工	2,825
塗装工	3,185	防水工	3,365
溶接工	3,398	板金工	3,140
運転手（特殊）	2,723	タイル工	*****
運転手（一般）	2,262	サッシ工	2,880
潜かん工	3,375	屋根ふき工	*****
潜かん世話役	3,995	内装工	3,117
さく岩工	3,365	ガラス工	2,802
トンネル特殊工	3,308	建具工	*****
トンネル作業員	2,735	ダクト工	2,510
トンネル世話役	3,780	保温工	2,555
橋りょう特殊工	3,375	建築ブロック工	*****
橋りょう塗装工	3,510	設備機械工	2,588
橋りょう世話役	3,870	交通誘導警備員 A	1,745
土木一般世話役	2,780	交通誘導警備員 B	1,520
高級船員	3,285		

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする 8 0 % 以上

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間当たり）]

適用範囲	業務内容	労務報酬 下限額
<p>多摩市公契約条例第5条第1号に規定する業務のうち、別紙1の労務報酬下限額が適用されない労働者等</p> <p>※ 工事における熟練労働者以外の者</p>	<p>別紙1の職種に係る業務</p>	<p>1, 075</p>
<p>多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等</p> <p>※ 委託・指定管理協定等の業務に従事する者</p>	<p>公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務</p>	<p>1, 053</p>
	<p>街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員を除く)</p>	<p>1, 060</p>
	<p>下水道管渠清掃等業務(補助作業員を除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)</p>	<p>1, 328</p>
	<p>可燃物等の収集運搬業務</p>	<p>1, 073</p>
	<p>学校給食センター調理等業務委託</p>	<p>1, 080</p>
	<p>学校給食配送業務委託</p>	<p>1, 080</p>
	<p>学校給食配膳業務委託</p>	<p>1, 050</p>
	<p>上記以外の業務・指定管理協定</p>	<p>1, 046</p>